

## ふるさとアーティスト派遣事業 演奏団体登録要項

### 1 事業概要

ふるさとアーティスト派遣事業は、地元のアーティストに発表する場を提供すると共に、地元のアーティストと交流することで、子どもたちや市民が文化芸術に親しみ、豊かな心を育むことを目的としています。

### 2 登録要件

- ・ 那須塩原市在住もしくは那須塩原市を拠点に活動する（活動を希望している）団体または個人。
- ・ 活動目的が政治的又は宗教的思想の普及・啓発でないこと。
- ・ 活動により、法令・公序良俗に反することや犯罪行為を誘発するおそれがないこと。
- ・ ふるさとアーティスト派遣事業の趣旨に合致しない活動を行うものでないこと。

### 3 登録方法

別紙登録申請書に、団体名、代表名、構成人員数、演奏ジャンル、代表者住所、代表者連絡先、主な活動実績、プロフィール、を記入のうえ、生涯学習課に御提出ください。

生涯学習課にて申請書の内容を審査し、登録の可否について、後日代表者に連絡します。

### 4 登録内容の変更

登録者は、登録情報の変更を希望するときは、登録変更届を生涯学習課に提出することとする。

### 5 登録情報の抹消

登録者は、登録情報の抹消を希望するときは、登録抹消届を生涯学習課に提出することとする。

### 6 主な活動内容

- ・ 地元音楽家による学校コンサート（小・中・義務教育学校）
- ・ 地元音楽家による市民向けコンサート（市内博物館 他）
- ・ 地元芸術家によるアートワークショップ

### 7 主な活動場所

- ・ 市内小中学校及び義務教育学校
- ・ 那須野が原博物館、旧青木家那須別邸 等

### 8 派遣費用（謝金）

派遣費用は原則、以下の額とします。

- ・ 学校コンサート 35,000円
- ・ 市民向けコンサート 50,000円
- ・ 市民向けアートワークショップ 50,000円

### 9 派遣の手続き及び派遣団体の決定

アーティストの派遣については、出演依頼があり次第生涯学習課から連絡し、日程調整した上で決定します。

※御登録後、必ず出演依頼があるとは限りません。予めご了承ください。